

所管部課	教育部教育総務課	部長	田口 茂夫
件名	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
1. 要 旨			
<p>令和7年4月1日付け組織改正に伴う変更や、各条文の規定を精査し市長部局の規則等の規定と整合を図ることから、本規則を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①部に担当部長として教育指導担当部長を置く。 ②生涯学習課の係を削除する。 ③市長部局の事務決裁規程と同様に、課長及び主管係長が不在の際の、主管部長による代決規定を追加する。 <p>(2) 施行日 令和7年4月1日</p>			
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)			
<p>(1) 総務課において審査済み</p> <p>(2) 令和7年2月14日 令和7年第2回東大和市教育委員会定例会で承認済み。</p>			
3. 留意事項 (問題点等)			
4. 主管部処理案 (検討結果等)			
<p>庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。</p>			
5. 審議結果			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。